

# ヴィラひまわり運営規程

## (指定特定施設入居者生活介護)

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人みやうちが開設するヴィラひまわり（以下「当施設」という。）において実施する指定特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、当事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 当施設は、特定施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう目標を設定し、入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
- 2 事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又は身元引受人から求められたときには、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
  - 3 事業の提供にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
  - 4 当施設の入居要件は、要介護認定を受けた方、その配偶者及び3親等以内の親族とする。

### (当施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 ヴィラひまわり
- (2) 所在地 広島県廿日市市宮内字佐原田 4211 番地 1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 当施設の従業者の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名  
管理者は、当施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員：1名（管理者と兼務）  
生活相談員は、入居者又は身元引受人からの相談等に対応し、社会生活に必要な支援を行う。
- (3) 看護職員：2名以上（機能訓練指導員と兼務）  
看護職員は、常に入居者の健康状態を把握し、健康保持に努めるものとする。
- (4) 介護職員：10名以上（うち常勤1名以上）  
介護職員は、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員：1名（看護職員と兼務）  
機能訓練指導員は、入居者が日常生活を送る上で必要となる生活機能の改善又は維持の訓練を行う。
- (6) 計画作成担当者：1名（介護職員と兼務）  
計画作成担当者は、入居者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行う。

### (入居定員及び居室数)

第5条 当施設の入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 30名
- (2) 居室数 30室（うち、介護居室30室）

### (指定特定施設入所者生活介護の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画の作成
- (2) 入浴（週2回）、排せつ、食事、着替え等の介護及びその他日常生活上の世話
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康管理
- (5) 相談及び援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定施設入居者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。詳細は、別紙料金表のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、次に掲げる費用については、別に支払いを受けるものとする。詳細は、別紙料金表のとおりとする。

- (1) 日用品等ご希望により施設で用意するものを使用する場合の費用
- (2) 教養娯楽に係る費用（クラブ活動費、行事の材料費等）
- (3) 散髪代
- (4) パンツ式紙おむつ・尿取りパットの費用
- (5) ご希望による外出の身辺介助費用（対応可否について要相談）
- (6) 週2回を超える入浴介助費用（対応可否について要相談）
- (7) 協力医療機関以外の通院介助費用（対応可否について要相談）

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は身元引受人に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(入居者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 当施設は、全室介護居室であり、一時介護室は設置していない。

2 事業者は、入居者に対してより適切な事業を提供するために必要と判断する場合には、入居者及び身元引受人の意思を確認のうえ、当該指定特定施設入居者生活介護の提供の場所を当施設内において変更する場合がある。

(当施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 当施設の利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 入居者は、当施設における共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。
  - (2) 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
  - (3) 入居者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 入居者は、当施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
  - (2) 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を行うこと。
  - (3) けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
  - (4) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
  - (5) 指定した場所以外で火気を使用すること。
  - (6) 当施設若しくは当施設の物品に故意に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定特定施設入居者生活介護の提供を行っている際の入居者の病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関及び入居者の身元引受人に連絡する等の措置を講ずる。

(非常災害対策)

第11条 当施設は、非常災害対策として、消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備、非常用発電装置等を設備する。

2 消防、防災訓練については、当施設全体で年3回実施する。

3 当施設は、火災その他、非常事故を未然に防止し、万一災害が発生した場合、当施設の被害を最小限度にするため、医療法人みやうち防災規定を別に定める。

4 非常災害時には次の関係機関へ通報し連携を図る。

- (1) 市町村災害窓口：廿日市市役所総務課危機管理係（TEL）0829-30-9102
- (2) 管轄消防機関：廿日市消防署西分署（TEL）0829-38-4131
- (3) 管轄警察署：廿日市警察署（TEL）0829-31-0110

(高齢者虐待防止)

- 第12条 当施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講じる。
  - (2) 虐待の防止に係る対策を検討するために委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
  - (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (4) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や既定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図る。
  - (5) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
  - (6) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
  - (7) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
  - (8) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第13条 看護職員又は介護職員を他の従業者と明確に区分するための措置として、当施設の見やすい場所に職員一覧表を掲示する。
- 2 当施設では、入居者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入居者に対し身体的拘束等を行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、管理者は主治医と協議のうえ、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当施設の管理者がその様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
  - 3 当施設は、この事業を行うため、特定施設サービス計画等、提供したサービス内容の記録、身体的拘束等に関する記録、市町への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故に関する記録その他必要な帳簿を整備し、その完結の日から5年間保存する。
  - 4 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、医療法人みやうちと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この運営規程は、2020年 4月 1日より施行する。  
この運営規程は、2020年 9月 1日より施行する。  
この運営規程は、2021年 4月 1日より施行する。  
この運営規定は、2023年 4月 1日より施行する。